

国土利用計画第3次飯田市計画の策定について

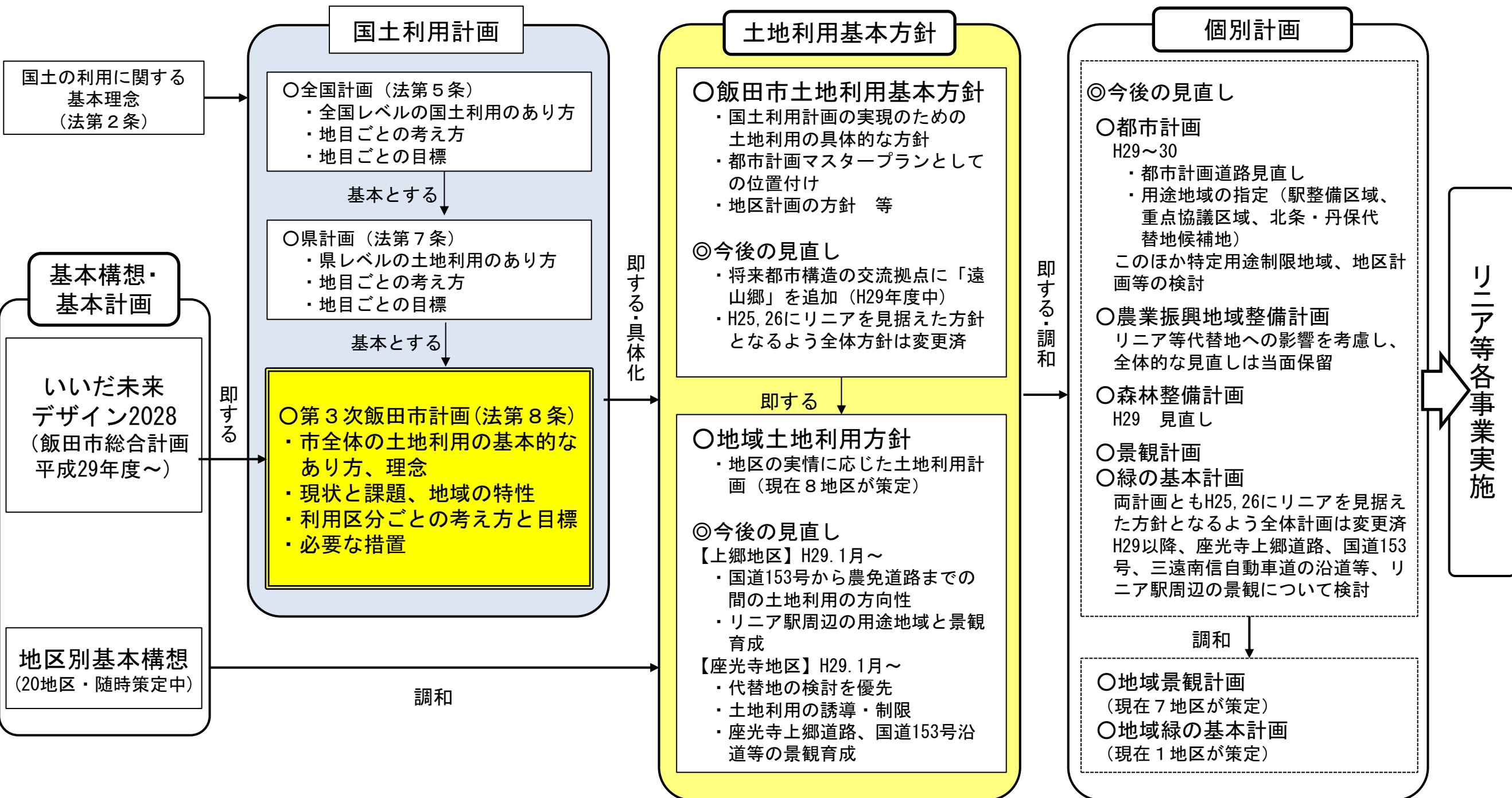
■国土利用計画の性格

- ・国土利用計画法に基づき、全国計画（第5次）及び長野県計画（第5次）を基本として計画。
- ・農地、森林、宅地などの利用区分に応じて土地の望ましい利用のあり方の方向を示す。
- ・土地利用に関する行政上の指針であり、飯田市土地利用基本方針の基本となる。

■国土利用計画（第3次飯田市計画）の策定

- ・本格的な人口減少社会の到来等を背景に、平成27年度に全国計画が改定され、また、平成28年度に県計画が改定されたこと、リニア関連事業、三遠南信自動車道等の土地利用をめぐる情勢の変化等を踏まえ、平成40年度を目標年次とする、第3次飯田市計画に改定を行う。

※国土利用計画改定を受けて今後見直しを行う



リニア等各事業実施